

# 重要事項確認書【新婚・子育て世帯定住支援事業】

以下の項目を確認し、すべての項目の確認欄にチェックをしてください。

区分	番号	確認項目	確認
① 交付申請	1	申請書の提出は対象住宅（建物及び土地）を購入（所有権登記）する前に行うことを確認しました。	<input type="checkbox"/>
	2	対象住宅が土砂災害特別警戒区域でないことを確認しています。土砂災害特別警戒区域内である場合は補助金が交付されないことを了承しています。（広島県土砂災害ポータルサイト参照）	<input type="checkbox"/>
	3	新婚世帯とは、申請日において婚姻日から3年以内または実績報告までに婚姻する予定で、かつ夫婦ともに40歳未満の世帯のことであることを確認しました。	<input type="checkbox"/>
	4	子育て世帯とは、申請日において中学生以下の子がいる世帯（申請日と同じ年度内に出産予定などを含む）のことであることを確認しました。	<input type="checkbox"/>
	5	提出書類チェックリストにより、交付申請時に必要な書類について確認しました。	<input type="checkbox"/>
	6	加算対象の親世帯との近居とは、親世帯（申請者またはその配偶者の親世帯）と同じ小学校区内に居住すること、又は親世帯の住居から直線距離で2km以内に居住することを要件として確認しました。	<input type="checkbox"/>
	7	居住誘導区域内の加算等について、区域内であることを呉市都市計画課で事前に確認しました。	<input type="checkbox"/>
	8	中古集合住宅は、専有する区分の延べ床面積が50㎡以上で、昭和56年6月1日以降に着工したもの及び建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年10月27日法律第123号）に則り耐震診断を実施し、その結果として新耐震基準を満たしているもの並びに耐震改修を施すことにより、新耐震基準を満たすこととなったものであることを確認しました。	<input type="checkbox"/>
	9	解体建替は、居住誘導区域内の中古戸建て住宅の購入に合わせて、それを解体し、新たに戸建て住宅に建替を行うものが対象であり、補助金の支払いは申請年度の翌年度以降であることを確認しました。	<input type="checkbox"/>
	10	解体後に建て替える建替住宅は、延べ床面積50㎡以上で、住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく日本住宅性能表示基準で定める断熱等性能等級5以上かつ一時エネルギー消費量等級6以上の性能を有する住宅であることを確認しました。	<input type="checkbox"/>
	11	交付申請書の計画を変更・中止した場合、呉市に連絡しその指示に従うことを確認しました。	<input type="checkbox"/>
	12	交付申請を取り下げる場合は、呉市新婚・子育て世帯定住支援事業補助金交付申請取下書の提出が必要であることを確認しました。	<input type="checkbox"/>
② 交付決定	13	対象住宅の購入に伴う所有権移転登記は、補助金交付決定通知を受けた後に行わなければいけないこと。交付決定前に登記した場合は、補助金が交付されないことを確認しました。	<input type="checkbox"/>
	14	対象住宅への住民票の異動は、補助金交付決定後に行わなければいけないこと。交付決定前に行った場合は、補助金が交付されないことを確認しました。	<input type="checkbox"/>
	15	後日、交付決定前に13、14の事項について行ったことが判明した場合は、補助金を返還しなければいけないことを確認しました。	<input type="checkbox"/>
③ 実績報告	16	事業完了から40日以内又は年度末（3月末日）のいずれか早い日までに実績報告書（様式第5号）を提出することを確認しました。	<input type="checkbox"/>
	17	対象住宅（解体建替の場合は建替住宅）に居住したことがわかる世帯全員の住民票（続柄入）の原本（実績報告日前3か月以内のもの）を必要書類として確認しました。	<input type="checkbox"/>
	18	対象住宅（解体建替の場合は建替住宅）の建物及び土地の所有権移転登記又は所有権保存登記が確認できる建物・土地の全部事項証明書（実績報告日前3か月以内のもの）を必要書類として確認しました。	<input type="checkbox"/>
	19	対象住宅の売買契約書等の写しを必要書類として確認しました。	<input type="checkbox"/>
	20	自治会加入証明書を必要書類として確認しました。	<input type="checkbox"/>
	21	解体建替加算を受ける場合は、中古戸建て住宅の閉鎖登記事項証明書、解体費用を証する書類（契約書・領収書等）、新築工事の完了を示す書類（検査済証等）、建替住宅の延べ床面積が確認出来る書類、建替工事の費用を証する書類（契約書・領収書等）及び住宅の性能を証する書類の写しを必要書類として確認しました。	<input type="checkbox"/>
	22	上記16から21の項目について審査の結果、補助金の交付を受けられない場合があることを確認しました。	<input type="checkbox"/>
④ 交付請求	23	交付請求する場合、交付請求書（様式第7号）及び振込口座の通帳等の写しを必要書類として確認しました。	<input type="checkbox"/>
	24	上記23の書類は補助金交付額の確定通知日から30日以内（解体建替の場合は申請年度の翌年度4月1日以降）に提出する必要があることを確認しました。	<input type="checkbox"/>
	25	上記23、24の項目について実施しない場合、補助金の交付を受けられない場合があることを確認しました。	<input type="checkbox"/>
⑤ その他	26	実績報告後、呉市に引き続き5年以上定住しなかった場合、補助金を返還しなければならない場合があることを確認しました。	<input type="checkbox"/>
	27	補助事業が完了した日から起算して5年間は、実績報告を行った年度を除き、毎年度当該年度の末日までに、当該住宅に継続して居住していることを証する住民票等（発行日から3か月以内のもの）を添付した定住状況報告書を提出する必要があるため、提出しない場合は、補助金を返還しなければならない場合があることを確認しました。	<input type="checkbox"/>

私は、呉市新婚・子育て世帯定住支援事業補助金に係る交付申請等の手続きに当たり、以上の内容について承諾したうえで実施します。

令和 年 月 日

申請者 住所  
氏名